

# 07

## 研究・調査事業

### 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の課題（2024年度分）

食品安全委員会は、リスク評価の実施又は評価方法の指針等の策定に必要なデータ及び知見等を得ることを目的として、研究・調査事業を行っています。2024年度に新たに実施する研究・調査課題については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会での審議を経て、食品安全委員会において決定しました。

#### 研究課題

- 食品健康影響評価におけるOECD QSARアセスメントフレームワーク(QAF)に基づく変異原性評価法の実装
- 人工知能技術を用いた農薬評価書活用システムのフィージビリティスタディ
- ナノマテリアルの粒径閾値の設定に向けた経口毒性解析に関する研究〔若手枠〕
- 日本で食経験の乏しい昆虫を新食品素材とする場合のリスク評価に関する研究
- HEVを中心とした豚由来の食中毒起因微生物のリスク評価に向けた研究〔若手枠〕
- ばく露量推定の精緻化に資する食品の喫食量調査手法に関する研究

2024年から食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠を開始しました！

#### 調査課題

- アレルギーを含む食品のファクトシート(落花生)等の作成に向けた科学的知見の調査
- くすみアレルギーに係る食品表示についてのファクトシート作成のための情報収集
- 農薬リスク評価に関する海外状況調査(令和6年度)
- 食品添加物の海外の評価結果及び科学的知見に関する情報収集
- IT・AIを活用した食品安全情報収集システムに関する実証事業



これまでの研究及び調査の報告書等はこちらをご覧ください。

### 食品健康影響評価技術研究成果発表会（2022年度終了分）

2022年度に終了した研究課題について、その研究の成果の普及及び活用を促進することを目的として2024年3月14日に、成果発表会をオンラインで開催しました。

- 国際動向に立脚した農薬代謝物の新たなリスク評価手法に関する研究（岡山大学 小野 敦）
- 乾燥・貧栄養ストレス下で生残する食中毒細菌のフードチェーンにおける動態解明と食中毒リスク予測手法の開発（北海道大学 小関 成樹）
- 遺伝子組換え台木と非組換え穂木間の生体成分輸送に起因する食品安全性の評価点解明（大阪公立大学 太田 大策）

### 食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）(2024年6月最終改正)

10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定し、今後5年の間に推進すべき研究・調査の方向性を明確化するものとしてロードマップを定めています。2023年7月1日に委員会設立20周年を迎えたことも踏まえ、研究事業・調査事業がさらなる食品の安全性の確保に寄与することを目指して最新の改正を行いました。

ロードマップの詳細についてはこちらをご覧ください。



### 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(ロードマップ)の概要(令和6年6月25日改正)

#### 研究事業・調査事業とロードマップ

- 食品安全委員会が実施する研究事業・調査事業は、委員会が行うリスク評価に直接的に活用できる成果を得ることを目的とすることを基本とし、間接的に活用できる成果を得ることも副次的な目的とする
- 〔ロードマップ〕は、10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定し、来る5年の間に推進すべき研究・調査の方向性について明確化したもの
- ▶平成22年度に策定し、平成26年と令和5年に改正
- ▶令和5年7月1日に委員会設立20周年を迎えたことも踏まえ、科学技術の発展、国際化の進展、並び国民の食生活を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、委員会の研究・調査事業がさらなる食品の安全性の確保に寄与することを目指して、**令和6年にロードマップを改正**

#### 研究・調査の方向性

- 新興ハザードが出現し認知されつつあるなかで、より精緻で一貫性をもったリスク評価を実施するとともに、新たな評価指標等の従来の方法論と異なる場合や既存のデータが不足しているような場合においても合理性をもった評価を実施していくことが求められていることを踏まえ、以下の(1)～(3)に焦点を当てて研究・調査を実施
- (1) 新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積／主として特定のハザードのリスク評価のための知見を収集することを目指すものであり、リスク評価の4段階を縦糸として包含する研究・調査を想定
- (2) 健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築／評価技術に着目してリスク評価を横糸として包含する研究・調査を想定
- (3) 食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備／リスク評価を周辺領域も含めて支える研究・調査を想定

#### 研究事業・調査事業の実施

- 各事業の運用の根拠と方針を明確化・透明性の確保
- ▶「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について」及び「食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について」に基づいて運用
- ▶翌年度の(食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題)を策定
- ▶公募等により、研究課題・調査課題の選定を実施
- ▶課題の選定に当たり、短期的又は中・長期的な活用を視野に入れ、研究・調査の効率的な組み合わせを考慮
- ▶国内外の研究機関との情報交換を促進
- ▶他省庁が所管する研究事業・調査事業との連携
- ▶研究事業においてリスク評価を担う専門家を育成することを奨励するとともに、若手研究者による課題を一定程度、採択

#### 研究事業・調査事業の評価

- 研究事業・調査事業の評価指針に基づく評価を明確化
- (1) 研究課題・調査課題の評価
  - ▶「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針」、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針」に基づき、研究・調査企画会議において評価(事前・中間・事後)を実施
  - ▶研究・調査の成果のリスク評価への活用状況について追跡評価を実施
- (2) 研究事業・調査事業のプログラム評価の実施
  - ▶研究・調査企画会議において、事業全体についてのプログラム評価を実施(事業の総体としての目標の達成度合い、副次的成果等)
  - ▶評価結果を事業全般の改善に活用

#### 研究・調査の成果の活用

- より一層の成果を得るため、成果の活用について明記
- ▶リスク評価の各段階で成果の活用を図り、関係府省とも共有
- ▶ホームページにおける公表、成果発表会の実施等を通じて広く国民や専門家への周知を図り、幅広い活用を推進
- ▶査読のある学術誌での公表推進